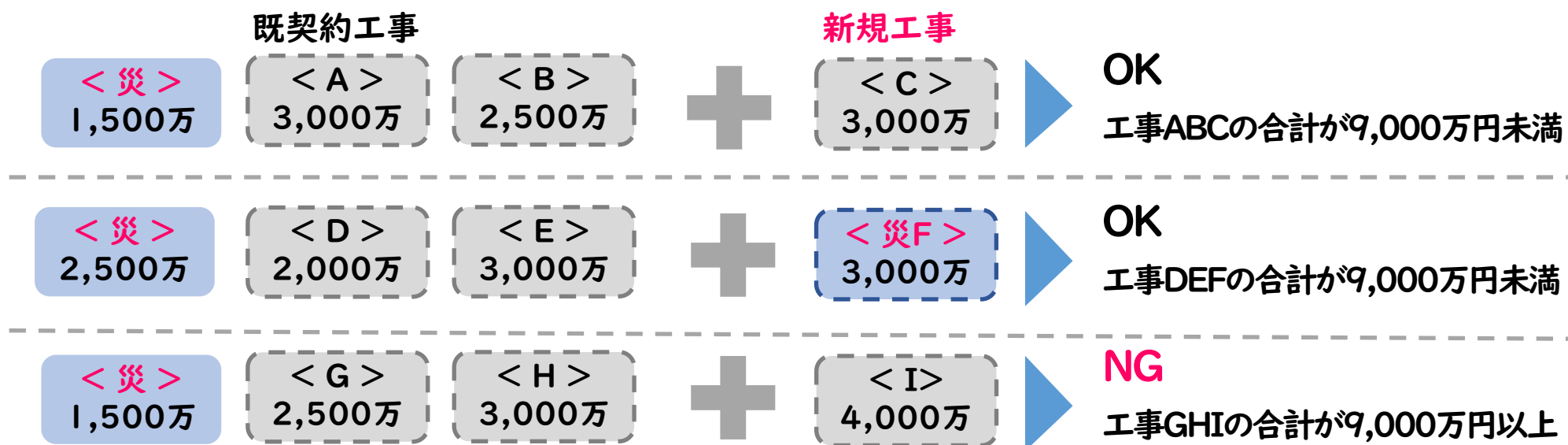


# 佐賀市発注工事における現場代理人の取扱い（抜粋）

兼任できる工事件数	佐賀市（上下水道局含む）発注工事で兼任できる工事は、現場代理人1人につき3件までとする。ただし年間管理業務委託（水草除去を含む。）は手持ち件数の取扱としない。また、佐賀県の工事等において、佐賀県が現場代理人の兼任を認める場合は、佐賀県工事等と佐賀市工事等を兼任することができるものとする。
兼任場所	佐賀市内
兼任総額	9,000万円未満（当初契約額による。）
資格要件	現場代理人の資格要件は問わない。
手続き	契約時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に、「現場代理人兼任届出書」を兼任する全ての工事等の発注者に提出する。

災害復旧工事限定 ▶ 3件9,000万円未満のほか、災害復旧工事（金額不問）を含む4件まで兼任可能



※ 令和5年災害復旧工事については佐賀市HP「佐賀市発注災害復旧工事における現場代理人等の取扱いについて」参照

# 技術者等の配置

技術者名	設置要件と業務内容	備考
現場代理人	工事現場に <b>常駐</b> し、その運営及び取り締まりなど、 <b>施工に関する一切の事務</b> を処理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法による設置義務はなく、主任技術者、監理技術者とは概念的には別。</li> <li>・工事途中での交代可能。</li> </ul>
主任技術者	<b>施工の技術上の管理</b> をつかさどる。建設業許可を受けた建設業者は、必ず設置する。請負金額が <b>4,500万円</b> （建築一式は <b>9,000万円</b> ）以上になる場合に <b>専任</b> で配置。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任は、恒常的な雇用関係（3ヶ月）であること。</li> <li>・非専任は、開札時点で雇用関係にあること。</li> <li>・専任工事の兼任は、緩和措置要件に適合すること。</li> <li>・工事途中での交代は、原則として認められない。</li> </ul>
監理技術者	<b>施工の技術上の管理</b> をつかさどる。下請契約の請負代金の総額が <b>5,000万円</b> （建築一式は <b>8,000万円</b> ）以上になる場合に <b>専任</b> で配置。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）であること。</li> <li>・監理技術者資格者証（有効5年）を携帯。</li> <li>・工事途中での交代は、原則として認められない。</li> </ul>

※ 公共建築工事標準仕様書では、技能士・電気保安技術者等を適用を定めているので、適正な配置を行うこと。

◆**常駐** ▷ 工事稼働中は常に現場又は現場事務所に滞在すること。

◆**専任** ▷ 他の工事現場に係る職務を兼務せず常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

**虚偽記載や法令違反に該当する場合は、指名停止等の措置を受けることがあります。**